

特集

3

奨学金を利用する際の 注意点

大澤 亜紀子 Oosawa Akiko ファイナンシャルプランナー（日本FP協会会員）
子どもマネー総合研究会の子育て・教育資金アドバイザー。子どもの教育資金や家計、女性のライフプランを中心に資金相談業務やコラム執筆、セミナーを行っている。



ここ数年、奨学金の返済が困難な状況にあるという深刻なケースが、各種メディアで取り上げられる機会が増えてきました。今では約半数の学生が何らかの奨学金制度を利用し、その大半が返済義務のある貸与型を利用していることもあり、返済が困難なケースを自分事のようにとらえ、不安を抱く学生や社会人も多いように思えます。その不安はこれから奨学金を利用しようとする学生の不安にもつながり、その不安がもとで進学を断念することがあるとすれば残念なことです。そうならないために、奨学金制度と周辺の事情をよく理解し、どのような準備が必要か、自分では何ができるかを考えることが大切ではないかと思えます。

教育費をおおよそで把握

まず進路によりどのくらいの教育資金がかかるのか見ていきます。**表**をもとに計算すると、例えば幼稚園から大学(自宅通学)まですべて公

立に進んだ場合、総額で1012万3479円になります。また幼稚園から中学までが公立、高校が私立で大学は私立理系(下宿)の場合は総額1765万3610円です。希望する進路によってかかる教育費をおおよそで把握し、家計の状況と照らし合わせ、どういう手段や方法で教育資金を準備していくかを計画していきます。

教育資金の準備

まずは「貯める」ことで準備します。**表**からも分かるように、私立と公立、特に大学では費用に違いがあります。本来は、その家庭の収支や資産の現状、そしてどういう進路を想定するかといった目標から、具体的な目標貯蓄額を算出していきますが、今回は筆者が、**表**をもとに、一般的に大学をめざす場合の目標貯蓄額の目安を算出してみました。試算の結果、私立文系の大学へ自宅から通学する場合、高校までが公立では300万～400万円、高校から私立では400

万～500万円となりますので参考にしてください。ただし、私立大学でも理系や医歯系の場合、下宿をする予定の場合は、この目安よりも目標貯蓄額は多めになります。

	幼稚園(3年)	小学校(6年)	中学校(3年)	高校(全日制・3年)
公立	総額690,300円(3年)	総額1,834,842円(6年)	総額1,351,020円(3年)	総額1,159,317円(3年)
私立	総額1,462,281円(3年)	総額8,534,142円(6年)	総額3,885,468円(3年)	総額2,900,448円(3年)
	大学			
	国立(4年)	私立文系(4年)	私立理系(4年)	私立医歯系(6年)
自宅	総額508.8万円	総額669.8万円	総額796.7万円	総額2571.5万円
下宿	総額803.2万円	総額960.8万円	総額1087.7万円	総額2983.9万円

表 教育にかかる費用

※幼稚園・小学校・中学校は保護者が学校に納付した給食費を含む。
 ※幼稚園・小学校・中学校・高校は保護者が子どもの学校外活動のために支出した経費を含む。
 ※大学の費用には入学金のほか、入学までにかかる費用(受験料・未入学への納付入学金・住居を探す費用)、学生本人の生活費(飲食費・保健衛生費・娯楽費・交通費など)を含む。
 文部科学省「平成24年度子供の学習費調査」、セールス手帖社保険FPS研究所「ライフプランデータ集2014年版」より筆者作成

▶ 特集3 奨学金を利用する際の注意点

そしてこの目標貯蓄額は、子どもが中学を卒業する頃までに貯めることが理想です。それが難しい場合でも、高校3年生の春頃までには貯める計画を立てておきたいものです。

貯め方としては、まとまった金額を教育資金として確保できるとき以外は、毎月毎年の収入からコツコツと、家計をやりくりしながら貯蓄するのがよいでしょう。そして、負担を少なく長い期間貯められるよう、子どもが小さい時から始めることもポイントです。中学3年生までは児童手当も貯蓄の資金として活用できます。さらに貯める期間を長く設定できると、普通預金より利率が高い運用性のある金融商品という選択肢が増えるメリットもあります。

貯蓄しても結果として足りない場合には、資金を「借りる」ことになります。貸与型奨学金や教育ローンがありますが、教育ローンは基本的にいつでも借りることができます。奨学金は入学後に支給されるので、どの部分の教育資金が不足しているかをあらかじめ把握しておくことがポイントです。利用するにはそれぞれ要件があり、借りることのできる金額も無制限ではありません。そして教育ローンは親が債務者となりますが、奨学金を借りる場合は子どもである学生本人が債務者です。仮に十分な資金を借りたとしても返済する負担や、さまざまな理由から返済が困難な状況に陥り、延滞者となるリスクも生じます。



延滞するリスク

例えば、日本学生支援機構の奨学金の場合、延滞している金額に対して年5%*の延滞金が上乗せされていきます。延滞の期間が3カ月を経過すると個人信用情報機関に個人情報が登録され、それでも延滞が続けば法的な措置で裁判になることもあります。このようなリスクを回避するために、その救済制度も用意されています。



返済が困難なときには

日本学生支援機構の奨学金には、救済制度として、返済が一定期間猶予される「返還期限猶予制度」、一定期間返済額が2分の1に減額される「減額返還制度」(減額された分返済期間が延びます)があります。これらは最長10年受けることができますが、1年ごとに本人による申請が必要です。また、返還期限猶予制度は、延滞中の場合でも申請することができます。

その他、2012年度から導入された現行の「所得連動返還型無利子奨学金制度」は、卒業後に一定の収入を得るまでの間、本人の申請により、期間の制限なく返還を猶予する制度ですが、第一種奨学金(無利子)で、奨学金申し込み時の保護者等の年収が300万円以下(給与所得者以外の場合は200万円以下)の人が対象です。この3つの制度は年収が300万円以下(給与所得者以外の場合は200万円以下の所得)であれば申請が可能です。もし不安な状況であるならば、早めに日本学生支援機構の奨学金返還相談センターに直接相談してみるとよいでしょう。



奨学金制度を十分に知る

学生本人が申請をする奨学金は、学生本人が責任を持って制度を理解することが最も重要です。事前に、借りた場合の金利や返済のシミュレーションをしておくこと、返済ができないときの対策について調べておくことはもちろんです。

また奨学金にはたくさんの制度がありますので、どの制度を利用できるのかを通過している学校や志望校に事前に聞くことも大切です。そうすることで返済義務のない給付型奨学金の情報を得ることができるかもしれません。確かな情報を自ら事前に得ることが、安心した学生生活と社会人生活を送ることにつながるのです。

* 2005年3月以前の第一種奨学金(無利子)利用者については別途規定あり。詳細は <http://www.jasso.go.jp/shogakukin/entai/entaikin.html>